

地方独立行政法人3病院における 次期中期目標・計画の策定及び、現中期計画・年度計画の評価について

- ・次期中期目標期間 :平成27～31年度 [5年間] (参考) 看護大学・次期中期目標期間 :平成28～33年度 [6年間]
 ・現中期目標期間 :平成22～26年度 [5年間] ・現中期目標期間 :平成22～27年度 [6年間]

項目	実施内容	地独法	時 期												
			平成25年度			平成26年度			平成27年度						
			2月 評価委員会開催	7月 評価委員会開催	8月 評価委員会開催	9月	11月 評価委員会開催	12月 評価委員会開催	3月	7月 評価委員会開催	8月 評価委員会開催	9月			
次期中期目標の策定	県は、現中期目標の期間が終了するまでに、評価委員会の意見を聴取、議会の議決のうえ、次期中期目標を定め、法人に指示する。	§ 25	・次期中期目標策定にあたっての方向性の確認	・次期中期目標(案)の検討	・評価委員の意見反映後の次期中期目標(案)の確認		・次期中期目標(案)の最終確認								
				・次期中期目標(案)の作成		・次期中期目標(案)のパブリックコメントの実施				・次期中期目標の議決(12月議会) ・次期中期目標の法人への指示					
次期中期計画の策定	法人は、中期目標を達成するための計画を作成し、県の認可を受ける。県は認可をしようとするときは、評価委員会の意見を聴取、県議会の議決を経なければならない。	§ 26 § 83			・次期中期計画(骨子案)についての検討		・次期中期計画(案)の検討			・評価委員の意見反映後の次期中期計画(案)の確認					
				・次期中期計画(骨子案)の作成		・次期中期計画(案)の作成				・議決(3月議会) ・次期中期計画の認可					
現中期計画の業務実績評価	法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、現中期目標に係る事業報告書を県(評価委員会)に提出のうえ公表し、評価委員会の評価を受ける。評価委員会は、法人に評価結果を通知するとともに、県に報告し公表する。県は、議会に報告する。	§ 29、 § 30										・現中期目標期間中の業務実績の自己評価ヒアリング	・現中期目標期間中の業務実績の評価結果確定		
												・現中期計画の業務実績報告書提出	・評価委員の評価の取りまとめ	・議会報告(9月議会)	
年度評価の実施	法人は、各年度の業務実績について、評価委員会の評価を受ける。評価委員会は、法人に評価の結果を通知するとともに、県に報告し公表する。県は、議会に報告する。	§ 28		・H25年度業務実績の自己評価ヒアリング	・H25年度業務実績の評価結果確定							・H26年度業務実績の自己評価ヒアリング	・H26年度業務実績の評価結果確定		
				・H25年度計画の業務実績報告書提出	・評価委員の評価の取りまとめ	・議会報告(9月議会)						・H26年度計画の業務実績報告書提出	・評価委員の評価の取りまとめ	・議会報告(9月議会)	

法人対応業務

県対応業務